

広島市公衆浴場法施行条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正
<p>第1条 (略)</p> <p>(営業許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて広島市保健所長(以下「保健所長」という。)に提出しなければならない。<u>ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、当該浴場業に係る第1号から第5号まで及び第7号に掲げる書類のうち、既に保健所長に提出されているものであつてその内容に変更がないものの添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) 公衆浴場の敷地から半径400メートル以内の地域の見取図(縮尺、方位並びに地域内の他の公衆浴場の敷地及び当該敷地からの距離を記載したもの)</p> <p>(2) 公衆浴場の施設配置図、各階平面図、立面図及び縦断面図(それぞれ縮尺を記載し、各階平面図においては給排水経路を明示するとともに、各室の用途を記載したもの)</p> <p>(3) 浴槽の平面図及び縦断面図(それぞれ縮尺及びボイラー、ろ過器等の附帯設備の状況を記載したもの)</p> <p>(4) 条例第2条第2項に規定するその他の公衆浴場のうち個室付浴場にあつては、各室の展開図及び配線図</p> <p>(5) 脱衣室、洗い場、浴槽等の求積図及びこれらの面積の計算式を記載した書類</p> <p>(6) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書</p> <p>(7) その他保健所長が必要と認める書類</p> <p>(相続____、合併又は分割による地位の承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定により<u>相続</u>____、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、所定の届出書に次条第1</p>	<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(営業許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて広島市保健所長(以下「保健所長」という。)に提出しなければならない。<u>(削る。)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)~(7) (現行に同じ。)</p> <p>(譲渡、相続、合併又は分割による地位の承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定により<u>譲渡、相続</u>、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、所定の届出書に次条第1</p>

現 行	改 正
<p>項の許可証及び法人にあつては当該法人の登記事項証明書を添えて保健所長に提出しなければならない。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>項の許可証及び法人にあつては当該法人の登記事項証明書を添えて保健所長に提出しなければならない。</p> <p>第4条～第8条 (現行に同じ。)</p>